

## 凡例

- 一、本巻は琉球王国評定所文書、第十七巻である。
- 一、本巻は東京大学法学部法制史資料室所蔵の琉球評定所記録の一八〇七号・一九二一号・一九二三号・一九二四号・一九二五号・一九二六号文書、及び国立公文書館所蔵の琉球評定所書類の一八〇四号・一八〇五号・一八〇六号文書を収録したものである。
- 一、収録史料中の標題に付されている番号(例、一八〇七など)は旧琉球藩評定所書類目録(東京大学史料編纂所所蔵)の中の整理番号である。
- 一、本巻は旧琉球藩評定所書類目録の中の整理番号に従い、通巻番号順に収録してある。
- 一、各号文書の本文見出しは、旧琉球藩評定所書類目録に従っており、史料標題と異なる場合がある。
- 一、本巻は巻頭論考と、各史料ごとの解題、史料本文よりなるが、各史料ごとの解題の末尾には解題執筆者を明示してある。

- 一、筆耕は法政大学沖縄文化研究所所蔵の写真複製本のコピーを用いて行い、判読の困難な部分については浦添市立図書館沖縄学研究室所蔵の写真複製本と、原本で照合した。
- 一、収録に際しては出来るだけ原史料の体裁を留めるよう努力したが、編集の都合上、以下の変更を加えた。
  - 1 旧漢字は原則として新漢字に改めた。
  - 2 「里」「筑」の略字体は、それぞれ「里之子」「筑登之」と表記した。
  - 3 変体仮名ま(は)、は(え)、あ(て)、も(と)、茂(も)、も(より)、ノ(して)はそのまま活かし、他は原則として平仮名に直した。  
例、幾↓き、留↓る、楚↓そ、連↓れ、など。
  - 4 宛(づつ)の意味を示す完は、訂正せずそのまま用いた。
  - 5 朱書の箇所は「」でくくり区別した。
  - 6 原文の抹消は傍点、を文字の左に付した。
  - 7 明らかな誤字・脱字については、( )で訂正す

るか、または(ママ)と注記した。

8 判読出来なかつた文字は□や□□で示し、虫損などの理由で判読不可能なものは□□あるいは□□□と表記した。

9 原史料にはないが、句読点及び並列点を付した。

10 行間の書き込みが長文に及ぶ場合には、関連文書の文頭、あるいは文末にまとめた。

11 付箋は、それが現在ではさまれている場所に図記号を付し、その下に付箋の内容を記した。

12 各号文書ごとに算用数字で通し番号を付した。

13 文書の内容が関連する場合には枝番号を付した。

一、本巻収録の一八〇四号文書は、旧琉球藩評定所書類目録で「英人ヨリ差出置候文之扣御仮屋御届」との標題が付されているが、内容にそぐわないので、本巻では「伯徳令関係並びにペリー艦隊関係漢文往復文書」とした。

一、一八〇四号文書では、編集上、訂正字を付すべき箇所、送り仮名がある場合、訂正字を優先し、送り仮

名は省いた。

一、一八〇四号文書の42番文書中に、「跳水撈之」の読み仮名として「ヲドリテ」「□□□トモ」との表記があるが、編集の都合上、本文では省いた。

一、一八〇四号文書の47番文書中に、消し点の入った箇所があるが、編集の都合上、見え消しを用いた。

一、本巻収録の一九二二号文書「異国人に返答之心得」は、『沖縄県史料』前近代5(一九八七年)に既に収録されている文書である。

一、本巻収録の史料の活用については、東京大学法学部法制史資料室、及び国立公文書館内閣文庫の理解と協力を得た。記して感謝申し上げたい。

